

第 118 号議案

大田区立安方中学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立安方中学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立安方中学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事  
取壊し工事  
外構撤去工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 8,500 万円
- 4 契約の相手方 大田区千鳥三丁目 8 番 8 号  
カイトイ・門倉建設工事共同企業体  
代表者 大田区千鳥三丁目 8 番 8 号  
カイトイ工業株式会社  
代表取締役 矢 作 肇  
構成員 大田区東矢口二丁目 17 番 19 号  
門倉工業株式会社 東京営業所  
東京営業所所長 川 嶋 明 男
- 5 工 期 契約有効の日から令和 8 年 8 月 28 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 119 号議案

大田区産業プラザエスカレーター改修工事請負契約について  
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業プラザエスカレーター改修工事請負契約について  
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区産業プラザエスカレーター改修工事  
エスカレーター改修工事 6 基
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 4 億 2,790 万円
- 4 契約の相手方 中央区新川二丁目 27 番 1 号  
日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社  
支社長 竹内 佳彦
- 5 工期 契約有効の日から令和 9 年 10 月 29 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 120 号議案

災害対策用携帯トイレの購入について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

災害対策用携帯トイレの購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- 1 購入の目的 災害対策用物品の備蓄拡充のため
- 2 購入する物品 防災簡易トイレパック 708,750パック
- 3 契約の方法 指名競争入札による契約
- 4 契約金額 金 9,823 万 2,750 円
- 5 契約の相手方 大田区大森北三丁目 34 番 17 号  
株式会社 L I F E - A  
代表取締役 西 村 優 二
- 6 納 期 令和 8 年 3 月 19 日

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 121 号議案

災害対策用毛布の購入について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

災害対策用毛布の購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- 1 購入の目的 災害対策用物品の備蓄拡充のため
- 2 購入する物品 災害救助用毛布（吸湿発熱・抗菌真空パック包装）  
15,000 枚
- 3 契約の方法 指名競争入札による契約
- 4 契約金額 金 6,138 万円
- 5 契約の相手方 大田区大森北三丁目 34 番 17 号  
株式会社 L I F E - A  
代表取締役 西 村 優 二
- 6 納 期 令和 8 年 3 月 19 日

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 122 号議案

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－ 1、 2ほか）取壊し工事請負契約  
の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－ 1、 2ほか）取壊し工事請負契約  
の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当 初 金 額 金 3 億 2, 791 万円

今回変更後金額 金 3 億 6, 132 万 8, 000 円

（提案理由）

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立東調布中学校校舎  
（棟番号①－ 1、 2ほか）取壊し工事請負契約について、アスベスト含有建材を  
処理する必要性が生じたことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産  
又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この  
案を提出する。